

医政地発 0517 第 1 号
平成 29 年 5 月 17 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

— 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

平成 29 年度病床機能報告のための電子レセプトへの病棟情報の記録について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）は、毎年 7 月 1 日時点における病床の機能と 6 年後の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告すること（以下、当該制度を「病床機能報告制度」という。）としている。

病床機能報告制度においては、病床機能報告対象病院等が簡便な方法により報告することが可能となるよう、入院患者に提供する医療の内容の報告等において、電子レセプトを活用している。平成 28 年度の病床機能報告制度からは、病床の機能分化・連携に資するよう、入院患者に提供する医療の内容を病棟単位で把握することとしており、平成 28 年度診療報酬改定に伴うシステム改修等に併せて、電子レセプトへの病棟コードの記録を開始したところである。

電子レセプトへの病棟コードの記録についての趣旨、内容、留意事項等については、「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録について」（平成 28 年 3 月 25 日付け医政地発 0325 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により通知しているところであるので、平成 29 年度における病床機能報告制度の実施に向け、当該通知の内容について、貴管下の保険医療機関及び保険者に対し、再度、周知徹底を図らねばならない。